

長野県松本市市上 9-9
TEL:0263-33-2223 FAX:0263-33-2396
長野県長野市栗田 292 番地
TEL:026-291-4153 FAX:026-291-4163
長野県飯田市育良町 2-14-2-101
TEL:0265-25-0262 FAX:0265-25-0312
HP:https://www.narusako.co.jp



- ハーバード大学の子育て調査に学ぶ
- 住宅ローンの借換えについて
- 遺産分割で相続税が変わる？
- 令和4年からスキャナ保存を始めませんか？

ハーバード大学の子育て調査に学ぶ

世界大学ランキングの上位に常に名を連ねるハーバード大学で、子育てに関するユニークな調査が実施されました。それは、ロナルド・F・ファンガーソンとターシャ・ロバートソンという二人の経済学者が主体となって行われた「ハーバード大学育ち方プロジェクト」というものです。

この調査は、優秀な人材育成の秘訣を探るべく、様々な人種や職業の親を持つハーバード大学生 120名を対象に行われました。「子ども時代からの経験」、「両親の果たした役割」に関する聞き取り調査を実施し、さらに、卒業後の学生や両親にもインタビューを行っています。調査の結果、ハーバード大学生の両親は、「子育ての達人」と呼ぶにふさわしい人々であるということが分かりました。彼らは、自らの頭で考え行動できる子どもを育てるために、努力を惜しまずサポートを行い、また、自らの生い立ちを参考に子どもに求める将来像を常に頭に思い浮かべ、子育てをしていました。彼らの最大の共通点とは、高学歴・高収入であることではなく、子育てへの強い情熱だったのです。

ハーバード大学生の親が共通して持つ強い情熱と子育ての方向性は、「7つの習慣」で有名なコビー博士の指摘に通ずるものがあります。その指摘とは、子育て中の親は子どものコントロール、能率、ルールばかりに気を取られ、家族の方向性や目的意識の共有化、家族の文化や雰囲気作りを疎かにしている傾向があるというものです。これを企業経営に置き換えると、過度にマネジメントを優先することで、ルール、目標、ノルマの押し付けになり、スタッフの意欲が減退する要因となり得るのではないのでしょうか。

ハーバード大学生の両親が共通して行う子育てを経て、子ども達はどのような姿に成長しているのでしょうか。子ども達は情熱を使命感に変え、その使命感を原動力に主体性や知性を駆使し、自分の望む将来像を手に入れているのです。彼らは幼少期から学ぶことを好み、勉強だけではなく楽器やスポーツ、反差別運動など自分が夢中になれるものを持っています。様々な経験をしていく中で、困難な目標にチャレンジし、そこから得られる高揚感や成長の大切さを実感してきたのです。

では、両親はどんな役割を果たしたのでしょうか。第1のステップは、学びのパートナーとなることです。読み書きを教え、脳を鍛える遊びの中で想像力を刺激し、学びたいという欲求に火をつけます。子どもが学校に通い始めると、第2のステップに進みます。ここでは整備士として、学校での人間関係や宿題などの学習環境が、健全に機能しているか気を配ります。第3、第4のステップは手配役、紹介役となることです。第2のステップで発見した問題点を解決するだけでなく、ステップアップするための情報提供や人脈紹介を行います。子どもの想像力を刺激し視野を広げ、将来歩める可能性のある職業を教え、人生の選択肢が多様であることに気付かせます。第5、第6のステップは哲学者、お手本としての役割となることです。子どもが意味や目的を見出すための手助けをし、自分の世界観を伝え、自らの生き様を通じて将来子どもに求める人物像を体現します。第7のステップは交渉相手となることです。子どもが社会で生きていく上で、他人と上手に協働するための下地作りをします。子どもとの間でルールを作り、子ども自身が自立的に意見を伝える一方で、一定の妥協や制約が必要であることを学習できるようにサポートします。第8のステップは、GPSの役割となることです。子どもが家を出て独立した後も、親と同じ理念を持ち、進むべき方向を決定できるよう導きます。

以上のようにハーバード大学に入学し、その後医師や弁護士、経営者となり大きな夢を叶えていった人々の両親は、子育てにおいて自らの役割をしっかりと果たしてきました。その役割とは、子どもが自らを律しながら自立して行動し、他人と共生して、また親と似たような理念を持つ人間に成長してもらえるよう、親自身が子どもの道しるべとなることだったのです。**これらの考えを、両親は経営者や幹部、子どもはスタッフと置き換えると、組織育成のためのヒントを得られるのではないのでしょうか。**



成迫 升敏

住宅ローンの借換えについて

住宅ローンは借入金額が多額になり、返済期間も長期間になりますが、住宅ローン自体も様々な消費者のニーズを取り入れて、かなり変化してきています。例えば、住宅ローンの手続きは来店型が多かったのですが、**全ての手続きをネットで完了できる金融機関も多くなり**、異業種からの参入で住宅ローン以外のサービスも付加して提供している場合も見受けられます。固定金利で住宅ローンを組む場合、一定の期間（2年～10年間）金利が引き下げられているものがあります。その場合、金利が引き下げられている期間はあまり意識しませんが、通常の金利に戻る場合は月々の返済金額が多くなりますので、その時に住宅ローンの借換えを検討する方も多いのではないのでしょうか？

そこで、今回は住宅ローンの借換えについてご説明させていただきます。



住宅ローンの借換えの具体例

住宅ローンの借換えを考える場合、まず注目するのが**借入金利**だと思います。借入金利には変動金利と固定金利があり、一般的には変動金利の方が金利を低くすることができます。ただし、変動金利は金利の見直しがあり、返済期間が長期間になるため、金利の上昇の可能性を考える必要があります。また、住宅ローンの借換えは、借入金利以外にも**融資手数料や保証料及び登記費用**も考慮する必要がありますが、借入を行う金融機関によってその取扱いは違っているのが現状です。

そこで、具体的な事例を用いて説明させていただきます。

当初の借入条件	借入金額 3,000 万円 固定金利（当初 10 年間 0.86%、11 年目以降 1.56%） 借入期間 20 年 団体信用生命保険(※)料は別途徴収 <small>※住宅ローンの債務者が、返済期間中に死亡または高度障害状態になったときなどに、その保険金で住宅ローンの残高が完済される保険のこと。（以下、団信保険とする。）</small>
借換え条件	入金額 1,600 万円（10 年後の借入残高） 借入期間 10 年 団信保険加入

（単位：円）

	金利	固定金利 / 変動金利	借入額	金利	団信保険料	融資手数料	保証料	登記費用	支払総額	現状との差額
現状	1.56%	固定	16,000,000	1,290,744	294,600				17,585,344	0
A 銀行	0.40%	変動	16,000,000	324,734		352,000		200,000	16,876,734	708,610
B 銀行	0.50%	変動	16,000,000	406,604		352,000		200,000	16,958,604	626,740
C 銀行	0.65%	変動	16,000,000	529,909		55,000		200,000	16,784,909	800,435
D 銀行	1.00%	固定	16,000,000	819,932	292,600	176,000		200,000	17,488,532	96,812
E 銀行	0.53%	固定	16,000,000	427,109		55,000	150,000	200,000	16,832,109	753,235

現状では、今後 10 年間で支払総額が約 1,758 万円になりますが、借換えを行うことによって支払総額は、調査した全ての金融機関において減少しています。しかし、団信保険料や融資手数料及び保証料の取扱いはさまざまです。住宅ローンの借換えを検討するには借入金利は大切な要素ですが、借入金利以上に融資手数料の方が多額になる可能性もありますので、最終的には支払総額で判断する必要があります。一般的に住宅ローンの借換えを検討する目安は、住宅ローン残高が 1,000 万円以上かつ金利差が 1%以上かつ返済期間が 10 年以上とされていますが、実際、上記のような条件を満たさない場合でもメリットが出るケースがありますので、借入金利が変更になる場合などには住宅ローンの借換えを検討してみてもいいのではないでしょうか。



品質管理部 五味 淳一

遺産分割で相続税が変わる？

最近では相続に関心をお持ちの方が増えており、「親の相続が心配だ」「そろそろ自分の相続を考えておきたい」というお話をたくさん頂きます。反対に、「配偶者や子どもに任せているから大丈夫だ」というお考えの方もいらっしゃいます。生前に相続対策を考えるメリットとして「相続税の抑制効果」があります。

ご夫婦のどちらかが先にお亡くなりになった時に、配偶者が財産を相続すると相続税が少なくなるという話を耳にしたことはないでしょうか？これは「**配偶者の税額軽減**」のことを指します。

配偶者の税額軽減の制度の概要



配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により、実際に取得した正味の遺産額のうち、次の金額のどちらか多い金額まで配偶者に相続税がかからないという制度です。

(1) 1億6,000万円

(2) 配偶者の法定相続分相当額

つまり「配偶者の税額軽減」を利用した場合、配偶者が相続する遺産額が少なくとも1億6,000万円までは、相続税が発生しないこととなります。それでは、配偶者が多くの財産を相続すると本当に相続税は少なくなるのでしょうか。下記の事例で検証してみましょう。

- ・ 家族構成：ご主人(被相続人)、奥様(法定相続分 1/2)、長男(法定相続分 1/4)、長女(法定相続分 1/4)
- ・ 遺産総額：ご主人 1億円、奥様 5,000万円
- ・ 保険金：ご主人が契約者でご主人が亡くなった時に奥様が保険金 1,500万円を受け取る契約
- ・ 一次相続：ご主人の相続、二次相続：奥様の相続

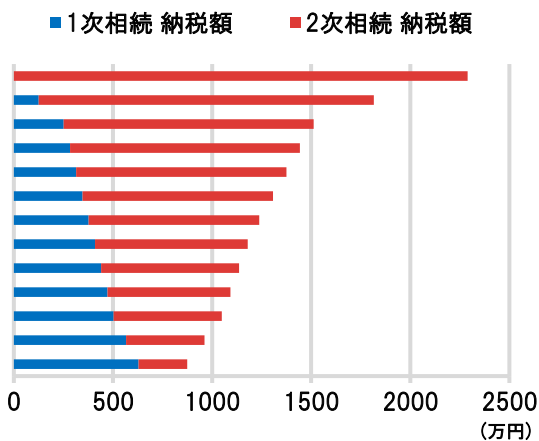
ご主人の相続で奥様が財産を取得する割合による相続税は下記の通りになります（下表の左側の「**配偶者の取得財産割合（※①）**」をご確認ください）。

配偶者の取得割合	1次相続				2次相続		1次+2次
	配偶者の取得財産	子の取得財産	配偶者の納税額	子の納税額	納税額合計	納税額合計	納税額総額
100%	1億0000万円	0万円	0万円	0万円	0万円	2290万円	2290万円
80%	8000万円	2000万円	0万円	126万円	126万円	1690万円	1816万円
60%	6000万円	4000万円	0万円	252万円	252万円	1260万円	1512万円
55%	5500万円	4500万円	0万円	283万円	283万円	1160万円	1443万円
50%	5000万円	5000万円	0万円	315万円	315万円	1060万円	1375万円
※① 45%	4500万円	5500万円	0万円	347万円	347万円	960万円	1307万円
40%	4000万円	6000万円	0万円	378万円	378万円	860万円	1238万円
35%	3500万円	6500万円	0万円	410万円	410万円	770万円	1180万円
30%	3000万円	7000万円	0万円	441万円	441万円	695万円	1136万円
25%	2500万円	7500万円	0万円	473万円	473万円	620万円	1093万円
20%	2000万円	8000万円	0万円	504万円	504万円	545万円	1049万円
10%	1000万円	9000万円	0万円	567万円	567万円	395万円	962万円
0%	0万円	1億0000万円	0万円	630万円	630万円	245万円	875万円

※① 相次相続は加味していません

※②

※③



この表を見て頂くと、1次相続(※②)だけを考えれば、奥様がご主人の財産を全て取得した場合(100%)が相続税が一番少なくなります。しかし、1・2次相続(※③)の両方を考えると、奥様が相続しない場合(0%)が相続税が一番少なくなります。今回の事例では、「**配偶者の税額軽減**」は、1次相続では効果を発揮しますが、2次相続では逆に相続税が大幅に増える結果となります。特に富裕層の方の相続の場合は、往々にして、ご主人の相続時に奥様が財産を取得しない方が、相続税が少なくなる傾向になります（二次相続の方が基礎控除が少なくなる等の要因）。上記の場合はその差は1,415万円にもなります。

子どもたちにより多くの財産を遺したいとお考えの場合は、一番最初に遺産分割を考えることが重要です。もちろん奥様がお一人になった場合の生活設計をしっかりと考えた上で、今後の生活に必要なとしない財産や使い切れない財産は子どもたちに相続させることで、次の世代へより多くの財産を受け継ぐことができます。「相続のことはもう少し先でも……。」というお気持ちになりがちですが、相続対策を早くして損をすることはありません。遺産分割を考えるだけでも費用対効果は十分得られます。ご興味がある方は担当者にお声掛けください。

財務コンサルティング事業部 生田 宏明

令和4年からスキャナ保存を始めませんか？

本年6月号に「快適！スキャナ生活」と題してスキャナを利用したペーパーレス化をお勧めさせていただきました。

今回は、帳簿や請求書等を電子的に保存する際のルールが定められている電子帳簿保存法が、令和3年度税制改正により大幅に要件が緩和され、来年1月より制度開始となりますので、その制度の目玉であるスキャナ保存制度について、Q&A方式で簡単にご説明させていただきます。

Q1:そもそもスキャナ保存制度とは何ですか？

A1:スキャナ保存制度とは、取引先の相手から受け取った請求書や領収書等の税金関係書類について、原則は紙や書面で保存することが義務付けられておりますが、一定の要件を満たすことで、紙や書面に代えて、スキャンまたはスマートフォン等で撮影した電磁的記録を電子データとして保存することを認めた制度です。

Q2:スキャナ制度の要件が大幅に緩和されたり廃止されたと聞きましたが内容を教えてください。

A2:税務署への事前承認が廃止となりましたので、**来年1月1日より、準備ができればすぐに利用できる**ようになりました。スキャナ保存したデータへのタイムスタンプが必要ですが、訂正・削除履歴の残る、または、訂正・削除ができない他社運営のクラウドサーバ等でデータを保存すればタイムスタンプも不要になりました。

ちなみに、タイムスタンプとは、ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術の事です。タイムスタンプに記載されている情報と、電子データから得られる情報を比較することで、タイムスタンプが押された時刻から改ざんされていないことを確認することができます。また、導入する際に煩雑でネックと言われていた適正事務処理要件が廃止となり、受領者以外のチェック、定期的な検査、再発防止体制要件が廃止され、各事業所ごとにスキャナによる電子化保存規程等を作成すればよいことになりました。これにより、スキャン保存後原本書類は即廃棄が可能となりました。

Q3:消費税の仕入税額控除はどうなりますか？

A3:スキャナ保存制度下における消費税の仕入税額控除の取扱いは、国税庁の質疑応答事例に示されています。原則は紙保存ですが、対象書類をスキャナ保存していれば、仕入税額控除の適用を受けることができます。

令和3年度の電子帳簿保存方法の改正はその他にもございますが、スキャナ保存制度を利用することで、デジタル化、ペーパーレス化、スペース有効活用、会計記帳業務の自動化やテレワーク化等の、様々な業務効率化を達成できるかもしれません。また、火災や水災、盗難等で重要な書類を失うリスクも回避できます。令和3年7月末現在の情報ですが、国税庁のホームページに令和3年7月16日付で「電子帳簿保存法Q&A」が公開されています。そこには電子化保存規程のひな形も掲載されています。今回の改正内容を確認し、是非スキャナ保存やそれに付随する業務のデジタル化を検討されてみてはいかがでしょうか。

長野事業部 太田 誠

